

住宅瑕疵担保責任保険法人検査実施確認書発行業務規程

ハウズプラス住宅保証株式会社

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この住宅瑕疵担保責任保険法人検査実施確認書発行業務規程（以下「規程」という。）は、指定住宅瑕疵担保責任保険法人であるハウスプラス住宅保証株式会社（以下「ハウスプラス」という。）が、平成25年度税制改正大綱において消費税の引き上げに伴う対応として実施される住宅取得に係る給付措置（「すまい給付金制度」）の要件の一部である、保険法人検査実施確認書（以下「確認書」という。別記様式1号）を交付すること（以下「検査業務」という。）の実施について、必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

第2条 検査業務は、すまい給付金制度並びにこれらに係る通達によるほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

(検査業務の実施機関の原則)

第3条 ハウスプラスは特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17条第1項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人として検査業務を実施する。

(検査業務を行う時間・休日、事務所の所在地および業務区域)

第4条 検査を行う時間・休日、事務所の所在地、業務区域、建築物の用途に応じた業務範囲等はハウスプラスが別に定める住宅瑕疵担保責任保険等業務規程によるものとする。

2 業務を行う時間およびその他の休日について、緊急を要する場合または事前にハウスプラスに検査業務を依頼しようとする者等との間において業務を行う日時の調整が図られている場合は、前項の規定によらず、業務を実施することができる。

第2章 検査業務の実施方法

第1節 依頼手続き

(検査業務の依頼)

第5条 ハウスプラスに検査業務を依頼しようとする者（検査業務の手続きに関する一切の権限を検査申込者から委任された者を含む。以下「検査申込者」という。）は、ハウスプラスに対し、次の各号に掲げる図書（以下「検査業務用提出図書」という。）を提出しなければならないものとする。

(1) ハウスプラスが別に定める住宅瑕疵担保責任保険法人検査実施確認書発行サービス申込書（別記様式2号）

(2) 申込をしようとする住宅に係る建築設計図書

① 建築基準法第6条第1項第4号に規定する住宅および建築基準法第6条第1項第1号ないし第4号に規定する住宅以外の住宅

(イ) 付近見取図

(ロ) 配置図

(ハ) 平面図

(ニ) 立面図またはこれに代わる図面等

(ホ) 基礎の状況に関する次のいずれかの資料

(a) 基礎伏図および矩計図（断面図でも差し支えない）

(b) 基礎の断面・配置・配筋状況がわかる資料（平面図および立面図等へ記載したものでも差し支えない）

(ヘ) 2階の状況に関する次のいずれかの資料

(a) 2階床伏図

(b) 2階の床の火打ち梁の位置がわかる資料（平面図へ記載したものでも差し支えない）

(ト) 防水措置の状況に関する次のいずれかの資料

(a) 矩計図または断面図

(b) 外壁、屋根、バルコニーの防水措置の状況がわかる資料（平面図お

よび立面図等へ記載したものでも差し支えない)

② 上記①以外の住宅

- (イ) 付近見取図
- (ロ) 配置図
- (ハ) 平面図
- (ニ) 立面図
- (ホ) 基礎伏図
- (ヘ) 構造図
- (ト) 面積表
- (チ) 仕様書
- (リ) その他必要と認める書類

(3) 申込をしようとする住宅に係る地盤調査に関する書類

(4) 確認済証または建築確認申請書の写し（建築確認を必要としない地域は除く。）

(5) その他検査業務に必要なものとしてハウспラスが指定する書類

2 前項の規定により提出される検査業務用提出図書の受理については、あらかじめ検査申込者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織（ハウспラスの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と検査申込者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）の使用または磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）の受理によることができる。

（確認書が発行された後に行う計画の変更に係る検査業務の依頼）

第6条 検査申込者は、第14条第1項の確認書の発行を受けた住宅の設計施工内容を変更する場合において、ハウспラスに変更に係る検査業務の依頼をすることができる。この場合、検査申込者はハウспラスに対し、次の各号に掲げる図書を提出しなければならないものとする。

(1) ハウспラスが別に定める住宅瑕疵担保責任保険法人検査実施確認書変更発行申請書（別記様式3号）

(2) 検査業務用提出図書等のうち変更に係るもの

(3) 計画の変更前にハウспラスが発行した確認書（紛失等している場合はその申告）

（検査業務の依頼の受理および契約）

第7条 ハウспラスは、第5条又は第6条の検査業務の依頼があったときは、次の事項を確認し、当該検査業務用提出図書を受理する。

(1) 検査業務を依頼された建築物の所在地が、第4条の業務を行う区域内であること。

(2) 検査業務用提出図書に形式上の不備がないこと。

(3) 検査業務用提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。

(4) 検査業務用提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。

2 ハウспラスは、前項の確認により、検査業務用提出図書が同項各号のいずれかに該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。

3 検査申込者が前項の求めに応じない場合または十分な補正を行わない場合においては、ハウспラスは、受理できない理由を明らかにするとともに、検査申込者に検査業務用提出図書を返却する。

4 ハウспラスは、第1項により検査業務の依頼を受理した場合においては、検査申込者に引受承諾書を交付する。この場合、検査申込者とハウспラスとはハウспラスが別に定める住宅瑕疵担保責任保険法人検査実施確認書発行業務約款（以下「検査業務約款」という。）に基づく契約を締結したものとする。

5 前項の検査業務約款または引受承諾書には、少なくとも次の各号に掲げる事項について明記するものとする。

(1) 検査申込者は、提出された書類のみでは検査業務を行うことが困難であるとハウспラスが求めて請求した場合は、検査業務を行うのに必要な追加書類を遅滞なくハウспラスに提出しなければならない旨の規定

(2) 検査申込者は、ハウспラスが別途定める住宅瑕疵担保責任保険等業務規程の住宅瑕疵担保責任保険契約に関する設計施工基準（以下「設計施工基準」という。）への適合に関する是正事項を指摘した場合は、速やかに当該部分の検査業務用提出図書の修正その他必要な措置をとらなければならない旨の規定

(3) 確認書の発行前までに検査申込者の都合により対象住宅の設計施工内容等を変更する場合は、

検査申込者は、ハウンプラスに変更部分の検査業務用提出図書を提出しなければならない旨の規定およびその変更が大幅なものとハウンプラスが認める場合にあっては、検査申込者は、当初の依頼内容に係る依頼を取り下げ、別に改めて検査業務を依頼しなければならない旨の規定

- (4) ハウンプラスは、確認書を発行し、または確認書を発行できない旨を通知する期日（以下「業務期日」という。）を定める旨の規定
- (5) ハウンプラスは、検査申込者が(1)から(3)までの規定に反した場合には、前号の業務期日を変更することができる旨の規定
- (6) ハウンプラスは、不可抗力によって、業務期日までに確認書を発行することができない場合には、必要と認められる業務期日を延期することができる旨の規定
- (7) 検査申込者が、その理由を明示の上、ハウンプラスに書面をもって業務期日の延期を申し出た場合でその理由が正当であるとハウンプラスが認めるときは、ハウンプラスは業務期日の延期をすることができる旨の規定
- (8) ハウンプラスは、検査申込者の責めに帰すべき事由により業務期日までに確認書を発行することができないときは、契約を解除することができる旨の規定
- (9) ハウンプラスは、国土交通省等の公的な機関の求めに応じ、検査業務の内容について、説明することができる旨の規定

（検査業務の依頼の取り下げ）

第8条 検査申込者は、前条の確認書の発行前に検査業務の依頼を取り下げる場合においては、その旨を記載した申請等取り下げ願い（別記様式4号）をハウンプラスに提出する。

2 前項の場合においては、ハウンプラスは、検査業務の業務を中止し、検査業務用提出図書を検査申込者に返却する。

第2節 検査業務の実施方法

（検査業務における現場検査）

第9条 ハウンプラスは、別に定める住宅瑕疵担保責任保険等業務規程の住宅瑕疵担保責任保険契約に関する設計施工基準および検査マニュアルにより、検査業務における現場検査を行うものとする。

2 ハウンプラスは、現場検査ごとに、現場検査実施箇所のうち重要な箇所について、撮影部位、その形状または寸法等を明らかにし、その施工の状況がわかるように写真を撮影するものとする。

（検査業務における現場検査の実施方法）

第10条 ハウンプラスは、検査業務の依頼を受理したときは、速やかに、第16条に定める検査員に検査業務における現場検査を実施させるものとする。

2 検査員は次に定める方法により現場検査を行う。

- (1) 検査業務用提出図書をもって現場検査を行う。
- (2) 検査業務を依頼された住宅が設計施工基準に適合しているかどうかを確認する。
- (3) 現場検査を行うに際し、書類の記載事項に疑義があり、提出された書類のみでは当該住宅が設計施工基準に適合しているかどうかの判断ができないと認めるときは、追加の書類等を求めて現場検査を行う。

3 検査員は、現場検査上必要があるときは、検査業務用提出図書に関し検査申込者に説明を求めるものとする。

（現場検査を行う時期）

第11条 ハウンプラスは、構造耐力上主要な部分または雨水の浸入を防止する部分に関して、原則として以下の時期に現場検査を行うものとする。

- (1) 階数が3以下（地階を含む。）の建築物である住宅
 - ① 基礎配筋工事の完了時（プレキャストコンクリート造の基礎にあってはその設置時）
 - ② 躯体工事の完了時または下地張りの直前の工事の完了時
- (2) 階数が4以上（地階を含む。）の建築物である住宅
 - ① 基礎配筋工事の完了時
 - ② 最下階から数えて2階および3に7の自然倍数を加えた階の床の躯体工事の完了時
 - ③ 屋根工事の完了時または下地張りの直前の工事の完了時

ただし、建築基準法第7条の3第1項または同法第7条の4第1項の規定により同法第7条

の3第1項各号に規定する特定工程（以下「特定工程」という。）に係る検査（床の躯体工事の完了時に行われるものに限る。）が行われる場合にあっては、床の躯体工事の完了時に行う現場検査は、直近の特定工程に係る検査と同じ時期とすることができる。

（現場検査に係る特例）

第12条 ハウスプラスは、特に遠隔の離島における戸建住宅について、施工状況報告書および建設現場の状況を示す写真等の施工関連図書の提出を受けることにより、前条第1項第1号①および前条第1項第2号①の現場検査に代えることができる。

2 ハウスプラスは、検査業務の依頼を受け付け、現場検査を行った住宅については、当該検査をもって、当該住宅に係る新たな検査業務の依頼の現場検査とみなすことができる。

3 ハウスプラスは、工事着工後に検査業務の申込みを受け付けた以下に掲げる住宅について、前条に定める時期に現場検査が実施できない場合は、同条の規定にかかわらず、別紙1に定める特例検査を実施することにより、当該実施できない検査業務の現場検査に代えることができる。

(1) 木造の住宅

(2) 鉄筋コンクリート造の住宅

(3) 鉄骨鉄筋コンクリート造の住宅

(4) 鉄骨造の住宅

（提出図書の変更）

第13条 検査申込者は、検査業務を依頼した住宅に関する構造耐力性能および防水性能に係る部位の設計が確認書の発行前に変更された場合においては、その旨および変更の内容についてハウスプラスに通知するとともに承認を得るものとする。

2 検査申込者は、検査業務を依頼した住宅に関する構造耐力性能および防水性能に係る部位の設計が確認書の発行後に変更された場合においては、第6条による手続きを行なうものとする。

（確認書等の発行）

第14条 ハウスプラスは、検査員の現場検査の結果、依頼に係る住宅が設計施工基準に適合すると認めるときは、別表に基づく発行番号を付番（第6条による依頼の場合は、既発行の確認書記載の発行番号とは別の発行番号を付番する。）をした確認書を検査申込者に4枚発行するものとする。

2 前項の確認書の次の各号に掲げる記の部分には、それぞれ当該各号に定める事項を記載するものとする。

(1) 確認書発行番号 別表「確認書発行番号の付番方法」に基づき付番された確認書発行番号

(2) 最終検査実施日

(3) 保険法人検査申込者

(4) 保険法人検査対象住宅名称（共同住宅等の場合は部屋番号をあわせて記載）

(5) 保険法人検査対象住宅所在地

(6) 発行者名

(7) 発行日

3 ハウスプラスは検査員の現場検査の結果、依頼に係る住宅が設計施工基準に適合せず、かつ是正される見込みがないと判断したときは、住宅瑕疵担保責任保険法人検査実施確認書を発行できない旨の通知書（別記様式5号）を検査申込者に発行するものとする。

第3章 検査業務料金

（検査業務料金）

第15条 ハウスプラスは、検査業務の実施に関し、ハウスプラスが別に定める検査業務料金を徴収することができる。

- 2 ハウспラスは、検査申込者が検査業務の申込を行った月の翌月または翌々月を納付期限として検査業務料金を一括して請求するものとする。

第4章 検査員

(検査員)

- 第16条 検査員は、建築士または建築基準適合性判定資格者検定合格者とする。ただし、2級建築士、木造建築士にあっては、当該建築士の免許により設計または工事監理を行うことができる住宅に係る現場検査に限るものとする。
- 2 ハウспラスは、現場検査等の業務に関し、検査員の氏名、生年月日、資格および検査機関の役員または職員である場合は当該検査機関の名称を記載した名簿を備え付けるものとする。
 - 3 検査員は、自らが設計・施工・工事監理に関わる住宅および自らが所属する法人（過去2年間に所属した法人を含む。）が設計・施工・工事監理を行う住宅の現場検査等を行わないものとする。
 - 4 ハウспラスは、検査業務を第三者に委託することができるものとする。
 - 5 現場検査等の業務に関し、検査機関に業務委託を行う場合、検査委託手数料はその役割に見合った適切な水準とする。

(検査員の業務品質向上および研修体制、検査業務の管理)

- 第17条 ハウспラスは別に定める住宅瑕疵担保責任保険等業務規程における「検査員の業務品質向上及び研修体制」ならびに「検査業務の管理」と同等の内容を実施することとする。ハウспラスは、検査員の業務品質向上を目的とし、検査スキルの標準化、レベルアップを図る活動を行う。
- 2 ハウспラスは、検査員のうち、検査スキルの標準化、レベルアップを図る活動に関し相当の技量をもつと判断できる者を、統括検査員として、他検査員からの問合せ対応、定期的な講習会等の実施等をおこなわせることができる。
 - 3 ハウспラスは、取締役または執行役員を現場検査等の業務に係る選任管理者とし、適正な業務の管理を行う。

(秘密保持義務)

- 第18条 ハウспラスの役員およびその職員（検査員を含む。）並びにこれらの者であった者は、検査業務に関して知り得た秘密を漏らし、または自己の利益のために使用してはならない。

第5章 検査業務に関する公正の確保

(当社の役職員およびその所属企業が建築主である住宅等に関する規定)第19条 次に掲げる者が建築主である住宅または設計、工事監理、施工、販売、販売代理および媒介を行う住宅について、当該役職員あるいは業務委託先等の役職員をその現場検査に関与させないものとする。

- (1) 当社の役職員
- (2) 当社の役職員の所属する企業（過去2年間に所属していた企業を含む）

第6章 雑 則

(帳簿の作成および保存方法)

- 第20条 ハウспラスは、次の各号に掲げる事項を記載した検査業務管理帳簿（以下「帳簿」という。）を作成するものとする。
- (1) 検査申込者の氏名または名称および住所または主たる事務所の所在地
 - (2) 検査業務の対象となる住宅の名称（共同住宅等の場合は部屋番号をあわせて記載）
 - (3) 検査業務の対象となる住宅の所在地
 - (4) 検査業務の依頼を受けた年月日
 - (5) 検査業務における現場検査を行った年月日
 - (6) 最終検査実施日

- (7) 現場検査を行なった検査員の氏名
- (8) 検査業務料金の金額
- (9) 第 14 条第 1 項の確認書の発行番号
- (10) 第 14 条第 1 項の確認書の発行を行った年月日または第 14 条第 3 項の通知書の発行を行った年月日

(帳簿および書類の保存期間)

第 21 条 帳簿および書類の保存期間は、次の各号に掲げる文書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 第 20 条第 1 項の帳簿 確認書の発行を行った日の属する年度から 5 事業年度

ただし、保険法人検査実施確認書を発行した住宅において新たな住宅瑕疵担保責任保険契約または住宅瑕疵担保責任任意保険契約の引受を行った住宅に係る帳簿については、保険等の業務の全部を廃止するまでの間、保存するものとする。

(2) 検査業務用提出図書および確認書の写し 確認書の発行を行った日の属する年度から 5 事業年度

ただし、保険法人検査実施確認書を発行した住宅において新たな住宅瑕疵担保責任保険契約または住宅瑕疵担保責任任意保険契約の引受を行った住宅に係る書類・図面（保険法人検査の記録および写真を含む）に関する資料およびデータの保存期間は、当該付保住宅に係る保険契約の終期の属する事業年度の末日を起算日として 10 年間とする。

2 ハウスプラスが検査業務の全部を廃止した場合において、業務を承継する他機関がある場合は帳簿および書類の保管を引き継ぐ。

(帳簿および書類の保存および管理方法)

第 22 条 前条第 1 項各号に掲げる文書の保存は、検査業務中にあつては検査業務のため特に必要ある場合を除き事務所内において、検査業務終了後は施錠できる室またはロッカー等において、確実かつ秘密の漏れることのない方法で行う。

2 前項の保存は、前条第 1 項 1 号に規定する帳簿への記載事項および同 2 号に規定する書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイルまたは磁気ディスク等の保存にて行うことができる。

(事前相談)

第 23 条 検査申込者は、検査業務の依頼に先立ち、ハウスプラスに相談をすることができる。この場合において、ハウスプラスは、誠実かつ公正に対応するものとする。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第 24 条 ハウスプラスは、電子情報処理組織による依頼の受付を行う場合にあつては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

(国土交通省等への報告等)

第 25 条 ハウスプラスは、公正な業務を実施するために国土交通省等から業務に関する報告等を求められた場合には、検査業務内容、判断根拠その他情報について報告等を行うこととする。

(附則) 本業務規程は、平成 25 年 9 月 1 日より施行する。

(附則) 本業務規程は、平成 25 年 10 月 1 日より施行する。

(附則) 本業務規程は、平成 25 年 10 月 9 日より施行する。

(附則) 本業務規程は、平成 26 年 1 月 24 日より施行する。

(附則) 本業務規程は、平成 29 年 3 月 21 日より施行する。

(附則) 本業務規程は、2021 年 4 月 1 日より施行する。

別表

「確認書発行番号の付番方法」

発行番号は、13桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

『K○-○○○○-○○○○○-○○』

1～2桁目	指定住宅瑕疵担保責任保険法人に割り当てられる番号
3～6桁目	確認書発行日の西暦（2013の場合は2013年1月～12月に発行したもの）
7～11桁目	各住宅に割り当てられる戸別番号
12～13桁目	住宅の持分割合別、再発行など確認書の発行枚数ごとに01から順次割り当てられる番号
	（例）初回発行時：01を記入
	2枚目以降（持分が分かれている場合や紛失等）
	：02～発行毎に1ずつ加算して記入

別紙 1

特例検査の内容

規程第 12 条第 4 項に規定する特例検査は、書類検査を行うとともに、下表の左欄に掲げる住宅に応じて、同表の右欄に掲げるとおり実施するものとする。

対象となる住宅	特例検査の内容
1 規程第 11 条 (1) に掲げる木造の住宅	<p>(1) 同条 (1) ①に掲げる時期に行われる現場検査が実施できないとき ((2) の場合を除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 基礎高さ、床下等に係る目視・計測検査 (以下「基礎・床下等目視・計測検査」という。) ロ 基礎の鉄筋の配置に係る非破壊検査 (鉄筋のない基礎については実施しない。以下「木造基礎検査」という。) <p>(2) 同条 (1) ①および②に掲げる時期に行われる現場検査が実施できないとき</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 基礎・床下等目視・計測検査 ロ 木造基礎検査 ハ 各階の耐力壁に係る非破壊検査 (但し、耐力壁がない場合は軸組の目視検査とする。以下「耐力壁検査」という。) ニ 防水関連部分の仕上がり状況等に係る目視・計測検査 (以下「防水検査」という。)
2 規程第 11 条 (2) に掲げる木造の住宅	<p>(1) 同条 (2) ①に掲げる時期に行われる現場検査が実施できないとき ((2) および (3) の場合を除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 基礎・床下等目視・計測検査 ロ 木造基礎検査 <p>(2) 同条 (2) ①および②に掲げる時期に行われる現場検査が実施できないとき ((3) の場合を除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 基礎・床下等目視・計測検査 ロ 木造基礎検査 ハ 耐力壁検査 <p>(3) 同条 (2) ①、②および③に掲げる時期に行われる現場検査が実施できないとき</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 基礎・床下等目視・計測検査 ロ 木造基礎検査 ハ 耐力壁検査
3 規程第 11 条 (1) に掲げる鉄筋コンクリート造および鉄骨鉄筋コンクリート造の住宅 (床面積 500 ㎡未満のものに限る。)	<p>(1) 同条 (1) ①に掲げる時期に行われる現場検査が実施できないとき ((2) の場合を除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 基礎・床下等目視・計測検査 ロ 基礎または最下階床下の基礎の立上り部分等の鉄筋の配置に係る非破壊検査 (以下「小規模 R C 造等基礎検査」という。) <p>(2) 同条 (1) ①および②に掲げる時期に行われる現場検査が実施できないとき</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 基礎・床下等目視・計測検査 ロ 小規模 R C 造等基礎検査 ハ 各階の耐力壁の鉄筋 (耐力壁ない場合は 1 階の柱) の鉄筋の配置にかかる非破壊検査

<p>4 規程第 11 条 (1) に掲げる鉄筋コンクリート造および鉄骨鉄筋コンクリート造の住宅（床面積 500 m² 以上のものに限る。）</p>	<p>(1) 同条(1)①に掲げる時期に行われる現場検査が実施できないとき (2) の場合を除く。 イ 検査箇所等を現地で確認するための検査（以下「現地確認検査」という。） ロ 基礎または最下階床下の基礎の立上り部分等の鉄筋の配置およびコンクリート強度に係る非破壊検査（以下「RC造等基礎検査」という。）</p> <p>(2) 同条(1)①および②に掲げる時期に行われる現場検査が実施できないとき イ 現地確認検査 ロ RC造等基礎検査 ハ 屋根版並びに最上階の柱、梁および壁の鉄筋の配置並びに最上階のコンクリート強度に係る非破壊検査（以下「屋根版検査」という。） ニ 防水検査 ホ 最下階の柱の主筋に係る検査（当該住宅の躯体工事が完了している場合に限る。）</p>
<p>5 規程第 11 条 (2) に掲げる鉄筋コンクリート造および鉄骨鉄筋コンクリート造の住宅</p>	<p>(1) 同条(2)①に掲げる時期に行われる現場検査が実施できないとき (2) および (3) の場合を除く。 イ 現地確認検査 ロ RC造等基礎検査</p> <p>(2) 同条(2)①および②に掲げる時期に行われる現場検査が実施できないとき（(3) の場合を除く。） イ 現地確認検査 ロ RC造等基礎検査 ハ 最下階から数えて 2 階並びに 3 に 7 の自然数倍を加えた階（当該階の床の躯体工事の完了時に現場検査が実施できないものに限る。）の床、柱、梁および壁の鉄筋の配置並びに当該階のコンクリート強度に係る非破壊検査（以下「中間階検査」という。） ニ 最下階の柱の主筋に係る検査（当該住宅の躯体工事が完了している場合に限る。）</p> <p>(3) 同条(2)①、②および③に掲げる時期に行われる現場検査が実施できないとき イ 現地確認検査 ロ RC造等基礎検査 ハ 最下階から数えて 2 階および 3 に 7 の自然数倍を加えた階（当該階の床の躯体工事の完了時に現場検査が実施できないものに限る。）の中間階検査 ニ 最下階の柱の主筋に係る検査（当該住宅の躯体工事が完了している場合に限る。）</p>

<p>6 規程第 11 条 (1) に掲げる鉄骨造の住宅（床面積 500 m²未満のものに限る。）</p>	<p>(1) 同条(1)①に掲げる時期に行われる現場検査が実施できないとき ((2) の場合を除く。) イ 基礎・床下等目視・計測検査 ロ 小規模 R C 造等基礎検査</p> <p>(2) 同条(1)①および②に掲げる時期に行われる現場検査が実施できないとき イ 基礎・床下等目視・計測検査 ロ 小規模 R C 造等基礎検査 ハ 鉄骨の配置状況の目視による検査 ニ 工作図、検査記録や施工記録等による追加書類検査（以下、「追加書類検査」という。） ホ 防水検査</p>
<p>7 規程第 11 条 (1) に掲げる鉄骨造の住宅（床面積 500 m²以上のものに限る。）</p>	<p>(1) 同条(1)①に掲げる時期に行われる現場検査が実施できないとき ((2) の場合を除く。) イ 現地確認検査 ロ R C 造等基礎検査</p> <p>(2) 同条(1)①および②に掲げる時期に行われる現場検査が実施できないとき イ 現地確認検査 ロ R C 造等基礎検査 ハ 鉄骨の配置状況の目視による検査 ニ 追加書類検査 ホ 防水検査</p>
<p>8 規程第 11 条 (2) に掲げる鉄骨造の住宅</p>	<p>(1) 同条(2)①に掲げる時期に行われる現場検査が実施できないとき ((2) および (3) の場合を除く。) イ 現地確認検査 ロ R C 造等基礎検査</p> <p>(2) 同条(2)①および②に掲げる時期に行われる現場検査が実施できないとき ((3) の場合を除く。) イ 現地確認検査 ロ R C 造等基礎検査 ハ 最下階から数えて 2 階並びに 3 に 7 の自然数倍を加えた階（当該階の床の躯体工事の完了時に現場検査が実施できないものに限る。）の鉄骨の配置状況の目視による検査 ニ 追加書類検査</p> <p>(3) 同条(2)①、②および③に掲げる時期に行われる現場検査が実施できないとき イ 現地確認検査 ロ R C 造等基礎検査 ハ 最下階から数えて 2 階並びに 3 に 7 の自然数倍を加えた階（当該階の床の躯体工事の完了時に現場検査が実施できないものに限る。）の鉄骨の配置状況の目視による検査 ニ 追加書類検査</p>

住宅瑕疵担保責任保険法人検査実施確認書

下記のとおり、すまい給付金に係る「施工時等における住宅瑕疵担保責任保険法人による検査」を実施したことを確認します。

記

確認書発行番号	K〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇
検査申込者名	〇〇 〇〇
検査対象住宅名称	〇〇様邸 <small>※共同住宅等の場合は部屋番号をあわせて記載</small>
検査対象住宅所在地	〇〇市〇〇町〇〇〇〇-〇
最終検査実施日	平成〇〇年〇月〇日

(発行者名)

住宅瑕疵担保責任保険法人
ハウスプラス住宅保証株式会社

発行日：平成〇年〇月〇日

(注意) 本確認書は、検査を実施した住宅について瑕疵がないことを保証するものではありません。

このため、万一、検査実施箇所について不具合が生じた場合でも、保険金の支払いを請求することはできません。

通称：**保険同等検査**

住宅瑕疵担保責任保険法人検査実施確認書発行サービス 申込書

申込日(西暦) 20 年 月 日

下記の住宅について、平成25年度税制改正において対応した住宅ローン減税の拡充等の税制上の措置や給付措置(以下「すまい給付金」といいます。)に基づく、「住宅瑕疵担保責任保険法人検査実施確認書」の発行を受けるための申請をします。また、申請にあたりハウスの「住宅瑕疵担保責任保険法人検査実施確認書発行業務約款」を遵守し、提供する個人情報は、ハウスプラス住宅保証株式会社が別途公表する「個人情報の利用目的」の範囲で利用されることを承諾します。この申請書および添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

● 申込の種類及び申請建築物の概要など ※空欄に記入し、あてはまる項目の口をチェックを入れて下さい。

★検査申込者名 ※注意★印は発行する「保険法人検査実施確認書」に記載されます	会社名 (個人名)	印	備考欄
	会社の場合		
	代表者の氏名		
検査申込者住所	住所 〒	TEL	
		FAX	
		E-mail	
★検査対象住宅名称	ー※共同住宅等の部屋番号は別紙「部屋番号一覧」に記入願います ↓※地名地番で記入願います		
★検査対象住宅所在地			
既着工の確認	<input type="checkbox"/> 既着工「非破壊検査」の申込 ⇒基礎コンクリート打設済みで配筋検査が不可の場合。別紙、「非破壊検査実施物件(既着工新築住宅等)申込み補助シート」が必要です		
建物種類	<input type="checkbox"/> 戸建住宅 (※店舗併用住宅、長屋等は共同住宅等となります) <input type="checkbox"/> 共同住宅等 全住戸数 戸 申込住戸数 戸 ※共同住宅等の場合は、別紙の「部屋番号一覧」を記入願います	構造	<input type="checkbox"/> 木造軸組 <input type="checkbox"/> 木造枠組 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄筋鉄骨コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> その他()
	延べ面積 m ² ※別棟の面積を除いた延べ面積 ※料金の算定基準となります		
	階数 地上 階 地下 階 ※地下階数未記入は0階といたします		
基礎配筋検査希望日	20 年 月 日 ※ご希望に沿えない場合があります。		
工事完了予定日	20 年 月 日 ※判り得る予定日の記載で結構です。		
他サービス	<input type="checkbox"/> 「現金取得者向け新築対象住宅証明書」の同時申込 <input type="checkbox"/> 申込あり <input type="checkbox"/> 申込なし ※チェックがない場合は「申込なし」といたします		

● 申込担当者・その他連絡先の記入をお願いします チェック・記入のない場合は *1は検査申込者 *2は申込担当者 と同じとします

申込担当者	<input type="checkbox"/> 検査申込者と同じ *1	当社業務約款に基づく【引受承諾書】を申込担当者さまへ送付いたします 申込に関しての質疑をさせていただきます
会社名	フリガナ	
	氏名	
	TEL	
	FAX	
住所 〒	E-mail	
現場担当者連絡先	<input type="checkbox"/> 申込担当者と同じ *2	現場検査の日程調整や現場対応の直接ご担当となる方。 現場検査についてのご連絡をさせていただきます
会社名	フリガナ	
	氏名	
	TEL	
	FAX	
住所 〒	携帯電話 ※3	
※3 携帯電話は必須 (日程調整のため)		
その他連絡先	<input type="checkbox"/> なし *2	上記申込担当者ではなく、申込に関する問い合わせに関して 対応する窓口となる方がいる場合は、必ず、記入ください
会社名	フリガナ	
	氏名	
	TEL	
	FAX	
住所 〒	E-mail	
ハウスプラス認定サポートセンター	※ご利用の場合のみ記入(戸建)	
「住宅瑕疵担保責任保険法人検査実施確認書」の送付先	※チェックのない場合は、申込担当者に送付しますので、「検査申込者」にお渡し下さい。 <input type="checkbox"/> 検査申込者と同じ <input type="checkbox"/> 申込担当者と同じ <input type="checkbox"/> その他連絡先	
請求書の送付先 *2	<input type="checkbox"/> 検査申込者と同じ <input type="checkbox"/> 申込担当者と同じ <input type="checkbox"/> 別紙の通り	
請求書の宛名 *2	<input type="checkbox"/> 検査申込者と同じ <input type="checkbox"/> 申込担当者と同じ <input type="checkbox"/> 別紙の通り	

請求書や送付先が宛名や当該申込書の検査申込者又は申込担当者とは異なる場合は、別紙を添付の上、申し込みをお願いします。

(別紙)

請求書の送付先			
※検査申込者、申込担当者と異なる場合は明記	会社名		フリガナ
	所属・役職		氏名
	住所	〒	TEL
			FAX
			E-mail
請求書の宛先			
※検査申込者、申込担当者と異なる場合は明記	会社名		フリガナ
	所属・役職		氏名

(別紙)

住宅瑕疵担保責任保険法人検査実施確認書発行サービス

検査申込者複数申込別紙 (検査申込者複数の場合)

※2社目以降は、「保険法人検査実施確認書」には記載されません。

2社目	検査申込者名	会社名 (個人の場合は個人名)		印
		会社の場合は代表者名		
検査申込者住所	住所 〒		TEL	
			FAX	
			E-mail	
3社目	検査申込者名	会社名 (個人の場合は個人名)		印
		会社の場合は代表者名		
検査申込者住所	住所 〒		TEL	
			FAX	
			E-mail	
4社目	検査申込者名	会社名 (個人の場合は個人名)		印
		会社の場合は代表者名		
検査申込者住所	住所 〒		TEL	
			FAX	
			E-mail	
5社目	検査申込者名	会社名 (個人の場合は個人名)		印
		会社の場合は代表者名		
検査申込者住所	住所 〒		TEL	
			FAX	
			E-mail	
6社目	検査申込者名	会社名 (個人の場合は個人名)		印
		会社の場合は代表者名		
検査申込者住所	住所 〒		TEL	
			FAX	
			E-mail	
7社目	検査申込者名	会社名 (個人の場合は個人名)		印
		会社の場合は代表者名		
検査申込者住所	住所 〒		TEL	
			FAX	
			E-mail	

住宅瑕疵担保責任保険法人検査実施確認書 変更発行申請書

年 月 日

住宅瑕疵担保責任保険法人
ハウスプラス住宅保証株式会社 宛

※変更発行は有償です

検査申込者	
検査申込者名の住所又は 主たる事務所の所在地	
検査申込者名の氏名又は名称	印

下記の住宅の住宅瑕疵担保責任保険法人検査実施確認書の変更発行を依頼します。

この申請書及び提出図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

【計画を変更する検査対象住宅の確認書】

ハウスプラス受付番号		引受承諾書に記載があります ご参照の上、記載をお願いします	必要発行枚数	枚
住宅の 情報	住宅の種別	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅	<input type="checkbox"/> 共同住宅等	
	対象住宅の名称			
	対象住宅の 所在地（地名地番）			
	部屋番号	※共同住宅等で1戸場合のみ記入 2戸以上の場合別紙記入		
	確認書番号 (最終の枝番を記入)	※滅失の場合は未記入可 2戸以上の場合別紙記入		

変更前の確認書の返却について 確認書を返却します 滅失したため返却できません。

変更の概要	
※変更前、変更後が わかるように記載を お願いいたします。	

申込担当者	<input type="checkbox"/> 検査申込者と同じ ※電話番号は必ず記載してください		
※検査申込者 と異なる場合 は明記	会社名	フリガナ	
	所属・役職	氏名	
	住所 〒	※TEL	
		FAX	
		E-mail	

送付先 「住宅瑕疵担保責任保険法人検査実施確認書」送付先 検査申込者と同じ 申込担当者と同じ

請求書			
請求書の送付先	<input type="checkbox"/> 検査申込者と同じ <input type="checkbox"/> 申込担当者と同じ		
※検査申込者 と異なる場合 は明記	会社名	フリガナ	
	所属・役職	氏名	
	住所 〒	※TEL	
		FAX	
		E-mail	
請求書の宛先	<input type="checkbox"/> 検査申込者と同じ <input type="checkbox"/> 申込担当者と同じ		
※検査申込者 と異なる場合 は明記	会社名	フリガナ	
	所属・役職	氏名	

注1) 追加発行する住戸が2以上の場合、部屋番号及び確認書番号は「別紙」と記載し、別紙にそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。

注2) 住宅瑕疵担保責任保険法人検査実施確認書発行依頼の**変更発行は有償**です。手数料等の詳細は別途お問合せください。

注3) 確認書を返却できない旨の申告をされた場合、後日発見された場合は、シュレッター等による断裁処理を速やかに行ってください。

申請等取り下げ願い

平成 年 月 日

ハウスプラス住宅保証株式会社 殿

申請者、依頼者又は検査申込者の氏名又は名称

印

代表者の氏名

下記のサービスについて、貴社へ提出した申請を取り下げます。なお、取り下げにあたり、ハウスプラス住宅保証株式会社が定める各業務約款・業務規定等に基づく手続きを依頼するとともに、所定の取下げ手数料をお支払いします。

記

<p>サービスの種類</p> <p>瑕疵保険に関するサービスの取り下げは本紙ではできません</p>	<p><input type="checkbox"/> 設計住宅性能評価 <input type="checkbox"/> 建設住宅性能評価</p> <p><input type="checkbox"/> 適合証明(設計・中間・竣工)</p> <p><input type="checkbox"/> 長期優良住宅にかかる技術的審査</p> <p><input type="checkbox"/> 省エネ法に基づく建築物調査業務(※)(▲)</p> <p><input type="checkbox"/> 住宅省エネラベル適合性評価 <input type="checkbox"/> エコポイント対象住宅証明</p> <p><input type="checkbox"/> 復興支援・住宅エコポイント用耐震改修証明(※)</p> <p><input type="checkbox"/> 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査</p> <p><input type="checkbox"/> 住宅瑕疵担保責任保険法人検査実施確認書発行サービス(▲)</p> <p><input type="checkbox"/> その他()</p>
住宅・工事・建築物名称	
<p>建設地住所(地名地番)</p> <p>(※)が表示されているサービスに関しては住居表示としてください</p>	
<p>建築主の氏名又は名称</p> <p>(▲)が表示されているサービスに限り、省略が可能です</p>	
ハウスプラス受付番号	

※ハウスプラス処理欄

住宅瑕疵担保責任保険法人検査実施確認書
を発行できない旨の通知書

第 年 月 日 号

検査申込者の氏名又は名称 殿

ハウスプラス住宅保証株式会社
印

別添の住宅瑕疵担保責任保険法人検査実施確認書発行サービス申込書及びその添付図書に記載の建築物については、下記の理由により確認書を発行できませんので、住宅瑕疵担保責任保険法人検査実施確認書発行業務規程第14条第3項に基づき、通知書を発行します。

(理由)



住宅瑕疵担保責任保険法人検査実施確認書 追加発行申請書

年 月 日

住宅瑕疵担保責任保険法人

ハウスプラス住宅保証株式会社 宛

※追加発行は有償です

検査申込者	
検査申込者名の住所又は 主たる事務所の所在地	
検査申込者名の氏名又は名称	印

下記の住宅の住宅瑕疵担保責任保険法人検査実施確認書の追加発行を依頼します。

この申請書及び提出図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

ハウスプラス受付番号		引受承諾書に記載があります ご参照の上、記載をお願いします		必要発行 枚数	枚
住宅の 情報	住宅の種類別	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅	<input type="checkbox"/> 共同住宅等		
	対象住宅の名称				
	対象住宅の 所在地（地名地番）				
	部屋番号	※共同住宅等で1戸場合のみ記入 2戸以上の場合別紙記入			
	確認書番号 (最終の核番を記入)	※滅失の場合は未記入可 2戸以上の場合別紙記入			
追加発行の理由		<input type="checkbox"/> 滅失 <input type="checkbox"/> 汚損・破損 <input type="checkbox"/> その他（以下に理由を記入）			
申込担当者		<input type="checkbox"/> 検査申込者と同じ ※電話番号は必ず記載してください			
※検査申込者 と異なる場合 は明記	会社名	フリガナ			
	所属・役職	氏名			
	住所 〒	※TEL			
		FAX			
		E-mail			
送付先		「住宅瑕疵担保責任保険法人検査実施確認書」送付先 <input type="checkbox"/> 検査申込者と同じ <input type="checkbox"/> 申込担当者と同じ			
請求書					
請求書の送付先		<input type="checkbox"/> 検査申込者と同じ <input type="checkbox"/> 申込担当者と同じ			
※検査申込者 と異なる場合 は明記	会社名	フリガナ			
	所属・役職	氏名			
	住所 〒	※TEL			
		FAX			
		E-mail			
請求書の宛先		<input type="checkbox"/> 検査申込者と同じ <input type="checkbox"/> 申込担当者と同じ			
※検査申込者 と異なる場合 は明記	会社名	フリガナ			
	所属・役職	氏名			

注1) 本書式を用いた追加発行の手続きでは、証明書の記載内容を変更することはできません。
記載内容の変更が伴う場合は「住宅瑕疵担保責任保険法人検査実施確認書 変更発行申請書」の手続きが必要です。

注2) 追加発行する住戸が2以上の場合、部屋番号及び確認書番号は“別紙”に記載し、別紙にそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。

注3) 住宅瑕疵担保責任保険法人検査実施確認書発行依頼の追加発行は有償です。手数料等の詳細は別途お問合せください。